
羽 幌 町 津波避難計画

(平成25年2月1日作成)

(平成28年3月一部修正)

(平成31年3月一部修正)

北 海 道 羽 幌 町

目 次

第1章 総則	1
1 目的	
2 計画の修正	
3 用語の定義	
第2章 避難計画	2
1 津波到達予想時間の設定	
2 津波避難計画 (避難対象地域、避難目標地点、避難路・避難経路、避難困難地域、避難ビル等)	
3 津波避難計画図	
4 避難方法	
第3章 初動体制（職員の参集等）	8
1 連絡・参集体制	
2 配備体制	
3 津波情報等の収集・伝達	
第4章 避難指示等の発令	10
1 発令の判断基準	
2 伝達方法	
第5章 津波対策の教育・啓発	12
第6章 津波避難訓練の実施	13
第7章 積雪・寒冷地対策	14
1 冬期道路交通の確保	
2 避難対策、避難生活環境の確保	
3 電力の確保	
4 緊急通信ネットワークの確保	
5 雪崩対策	
6 水門等の作動の確保	
7 救助・救出体制の強化	
第8章 その他の留意点	15
1 観光客、海水浴客、釣客等の避難対策	
2 避難行動要支援者等の要配慮者の避難対策	
3 船舶に係る避難対策	
4 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進	
5 計画策定経緯等	
6 計画修正経緯等	

第1章 総則

1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2～3日の間、住民の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は随時検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の定義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水予想地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、羽幌町（以下「町」という。）が指定するものをいう。

(3) 避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。

(4) 避難路、避難経路

避難するための経路で、町が指定及び住民等が設定するものをいう。

(5) 避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に町が指定するものをいう。

(6) 避難目標地点

津波の危険から避難し、生命及び身体の安全を確保するため、避難対象地域の外に住民等が設定する避難の目標地点をいう。

(7) 避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急的に避難する避難対象地域内にある建物で、町と住民等が連携し指定又は設定するものをいう。

《指定要件》

※津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年内閣府作成）から抜粋

- ① 耐震性：新耐震基準（1981年（昭和56年）施行）に適合する。
- ② 津波に対する安全性：RCまたはSRC構造で、階数は以下を目安とする。

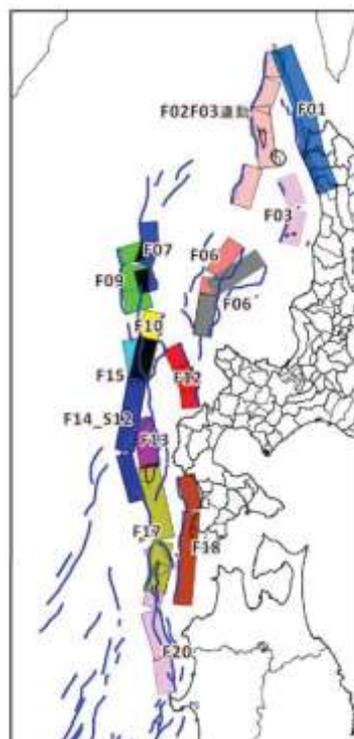
想定浸水深	階数
1 m以下	2階建以上
2 m	3階建以上
3 m	4階建以上

※ (4)を総称して「避難路」、(5)、(6)、(7)を総称して「避難先」という。

第2章 避難計画

1 津波浸水シミュレーション

北海道が平成29年2月に公表した津波浸水シミュレーションによると、本町に被害を及ぼす地震のうち、影響の大きい地震は、サロベツ断層帯、北海道北西沖、北海道留萌沖を震源とするもので、各地点の最大遡上高、第1波到達時間は下表のとおりである。



日本海沿岸津波浸水想定に係る津波断層モデル

地点 発生場所	羽幌港		天売港地区		天売和浦地区		焼尻地区	
	最大 遡上高	第一波 到達時間	最大 遡上高	第一波 到達時間	最大 遡上高	第一波 到達時間	最大 遡上高	第一波 到達時間
F01 サロベツ断層帯・北延長	4.26m	77分	2.71m	59分	2.43m	71分	4.57m	63分
F02F03連動 北海道北西沖 (沿岸側)	4.48m	52分	4.03m	29分	3.30m	31分	3.62m	34分
F03' 北海道北西沖 (沿岸側)	4.45m	25分	5.23m	2分	3.88m	2分	2.48m	8分
F06 北海道留萌沖	5.81m	62分	3.76m	22分	3.64m	22分	4.91m	30分
F07 北海道西方沖	7.22m	65分	3.81m	42分	4.03m	42分	4.49m	49分
F09 北海道西方沖	—	—	3.45m	45分	4.52m	45分	5.65m	52分

※ 条件がシミュレーションと異なる場合には、想定を超える高さの津波が襲ってきたり、ここで示した時間より早く到達するなどの可能性がある。

2 津波避難計画

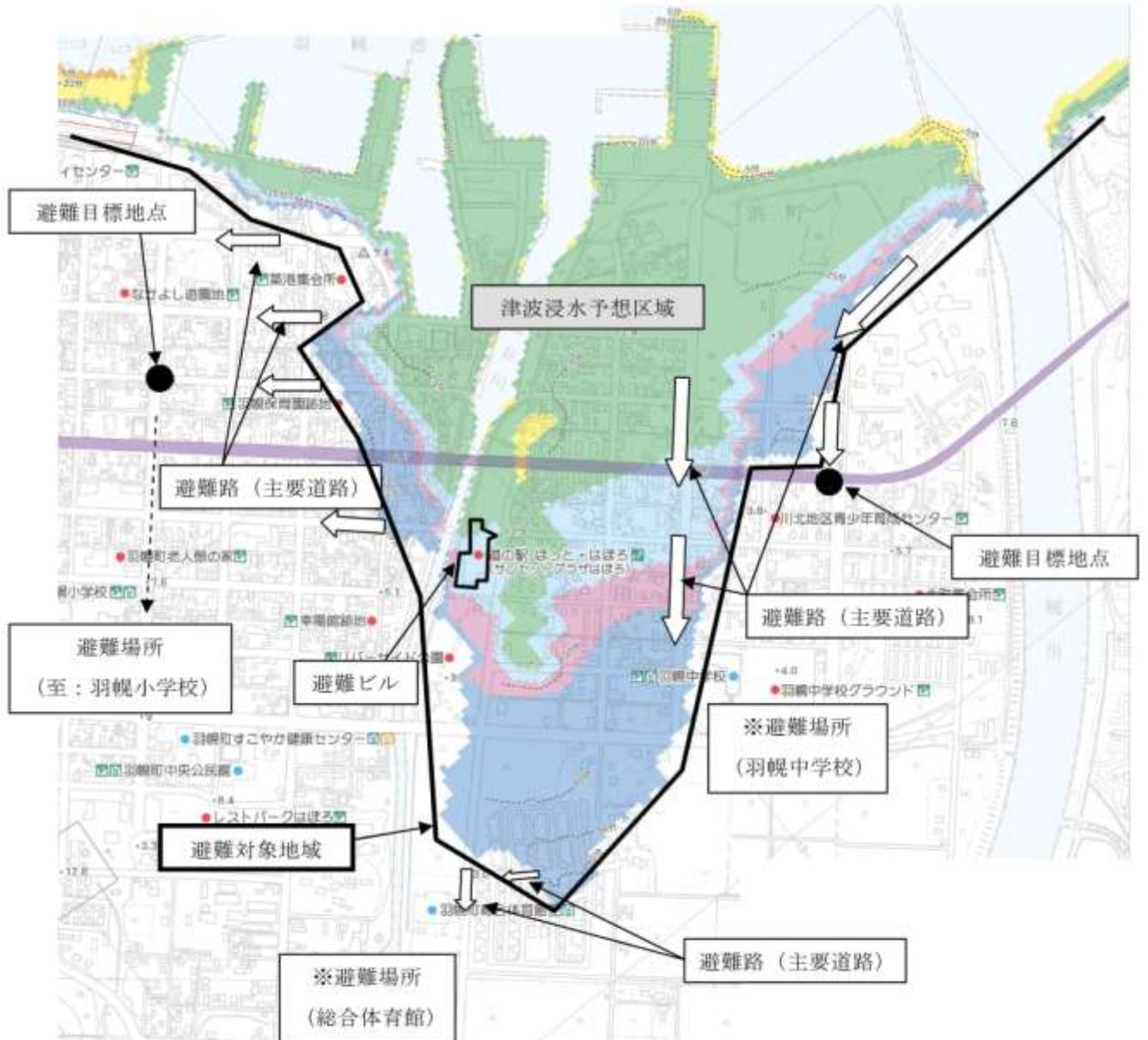
避難対象地域、避難目標地点、避難路・避難経路、避難場所、避難困難地域、避難ビル等は次表のとおりとする。

避難対象地域名	避難目標地点	避難路・避難経路 (幅員含)	避難場所	避難困難地域	避難ビル等	備考 (自動車の利用等)
川北地区 375世帯 770人	・羽幌中学校 ・町道北町通 と国道232号線 の交差点	・町道北2丁目通 (幅員22m) ・町道北町通 (幅員7m)	羽幌 中学校	—	はぼろ温泉 カセットプラザ	
川南地区 43世帯 71人	・羽幌小学校	・町道南3条通 (幅員13m)	羽幌 小学校	—	—	
朝日地区 37世帯 71人	総合 体育館	・朝日団地内道路 (幅員13.5m) ・公園通北線 (幅員12.5m)	総合 体育館	—	—	
港町地区 59世帯 121人	・町道南1条通 と道道羽幌港線 の交差点	・町道南2条通 (幅員14m) ・道道羽幌港線 (幅員9m)	羽幌 小学校	—	—	
天売港地区 10世帯 13人	島の宿 大一	道道天売島線 (幅員9m)	天売小中 学校	—	—	自動車 を利用
天売和浦地区 1世帯 2人	道道天売 島線	私道	天売小中 学校	—	—	
焼尻地区 1世帯 3人	道道焼尻 島線	・道道東浜焼尻島線 (幅員8.6m) ・焼尻港背後にある取付階段	焼尻総合 研修センター	—	—	

(注) 川北地区における避難ビルの指定について、当該地区は、津波到達予想時間から、避難対象地域における避難困難地域を設定していないが、避難開始が遅れた場合における一時的及び緊急的に避難及び退避することが可能な施設として、施設所有者及び管理者と協議の上、町が指定したものである。

3 津波避難計画図

(1) 川北地区・川南地区・港町地区・朝日地区



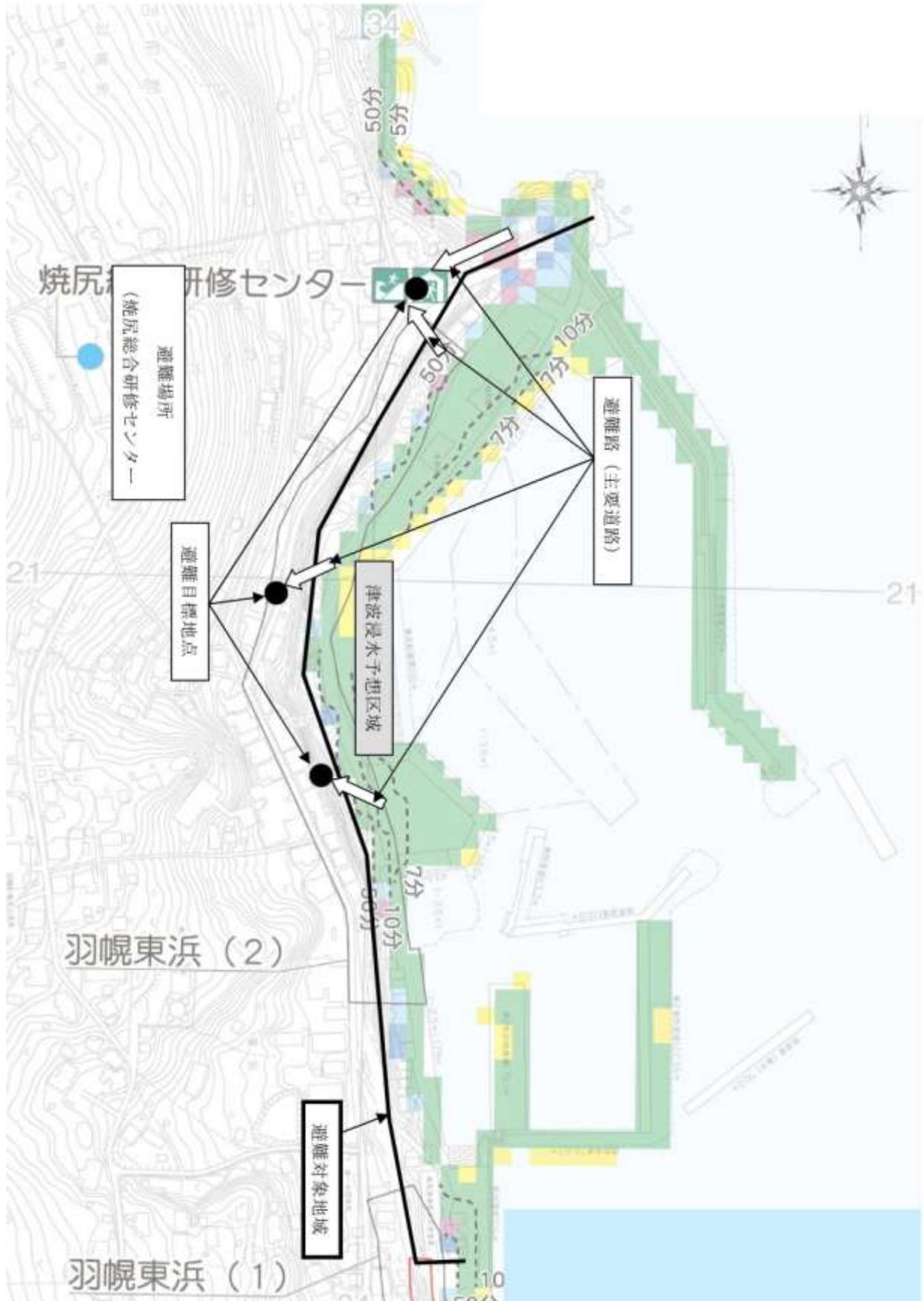
(2) 天壳港地区



(3) 天売和浦地区



(4) 焼尻地区



4 避難方法

避難に当たって自動車等を利用することは、次の理由により円滑な避難ができないおそれがあることから、原則として徒歩によるものとするが、場合によっては、自動車等を使用した避難を可能なものとする。

(徒歩による避難とする理由)

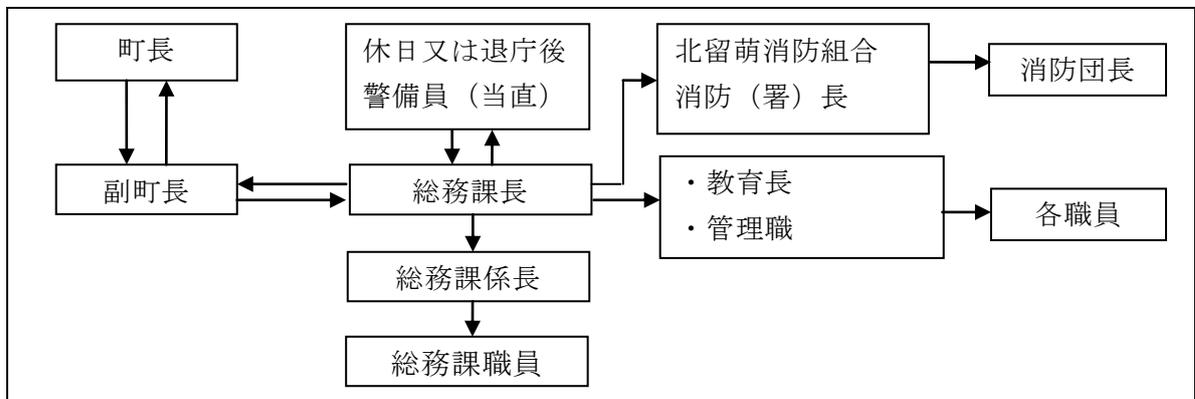
- (1) 家屋の倒壊、落下物等により、車両が通行できないおそれがある。
- (2) 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等が発生し、円滑な避難を妨げるおそれがある。
- (3) 自動車等が徒歩による避難を妨げるおそれがある。
(自動車等を使用した避難を可能とする場合)
- (4) 高齢者等で徒歩での避難が困難な場合
- (5) 近効に適切な避難先が存在しない場合
- (6) 自動車を利用したことにより渋滞や交通事故等が発生するおそれや徒歩による避難を妨げるおそれがない場合

第3章 初動体制（職員の参集等）

1 連絡・参集体制

勤務時間外に、津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員（消防団含む）の連絡・参集体制は、「羽幌町地域防災計画 防災組織（第1編第3章）及び災害応急対策計画（第3編第2章）」に定めるもののほか、次による。

《伝達系統図》



又、職員の自主参集基準は、次のとおりとし、基準に達した場合にはその情報等を認知後、参集連絡を受けることなく、速やかに自主的・自動的に参集するものとする。

《自主参集基準》

区分	参集基準	参集者	自宅待機
地震発生	①震度3	総務対策部関係職員（防災担当）	本部員、総務対策部
	②震度4 （「津波警報」も同時に発表）	本部員、総務対策部 （全職員）	係長職以上
	③震度5弱又は5強 （「津波警報」も同時に発表）	本部員、総務対策部、係長職以上 （全職員）	係員

	④震度6弱以上	全職員	
津波情報	①津波注意報	本部員、総務対策部	係長職以上
	②津波警報	本部員、総務対策部、係長職以上	係員
	③大津波警報	全職員	

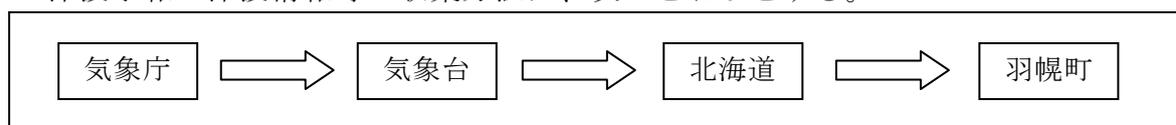
2 配備体制

体制	配備時期	配備要員等
注意配備	・町内に震度3の地震が発生したとき。	・総務対策部関係職員（防災担当）
第1非常配備	・町内に震度4の地震が発生したとき。 ・北海道日本海沿岸北部に津波注意報が発表されたとき。	・本部員 ・総務対策部
第2非常配備 (災害対策本部)	・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 ・北海道日本海沿岸北部に津波警報が発表されたとき。	・本部員 ・総務対策部 ・あらかじめ指定した職員
第3非常配備 (災害対策本部)	・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 ・北海道日本海沿岸北部に大津波警報が発表されたとき。	・全職員

3 津波情報等の収集・伝達

(1) 津波情報等の収集

津波予報・津波情報等の収集方法は、次のとおりとする。



・気象庁から北海道への伝達は、A D E S S（気象情報伝送処理システム）による。

・北海道から町への伝達は北海道防災情報システムによる。

・上記の他にテレビ、ラジオ、インターネット、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などからも情報の収集を行う。

なお、海面監視については、そのときの津波予報・津波情報に応じて高台等の安全な場所から行うものとし、異常を発見したときは、直ちに本部に報告するものとする。

(2) 津波情報等の伝達

収集した情報は、町、消防機関等の広報車による巡回、町ホームページ、IP告知端末、消防サイレンなど多様な手段により町から町民等へ伝達する。

第4章 避難指示等の発令

1 発令の判断基準

区分	基準	避難対象地域
避難指示	①大津波警報が発表された場合 ②津波警報が発表された場合 ③停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波浸水予測範囲全域
	④津波注意報が発表された場合	海岸堤防等より海側の区域

(注) ①津波の高さは、地形等の影響により予想される高さより局所的に高くなる場合も想定されることから、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを考慮する。

②「遠地地震の場合の避難勧告等」については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備情報、避難勧告の発令を検討する。

2 伝達方法

(1) 発令時期、避難指示の発令手順

1の発令基準に該当する事態を認知した場合は、速やかに町長が避難情報の発令を判断し、町長が不在あるいは連絡が取れない場合は、その職務を副町長、総務課長の順位で代行する。

なお、法律に定める特別の場合は、避難の勧告及び指示を町長以外の者が次のとおり実施する。

実施責任者	内容（要件）	根拠法
町長	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般（ただし、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求のあったとき）	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害全般（ただし、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求のあったとき）	災害対策基本法第61条
知事	災害全般（ただし、災害の発生により市町村のその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災害対策基本法第60条
自衛官	災害全般（警察官がその場にはいない場合に限る。）	自衛隊法第94条

(2) 伝達方法

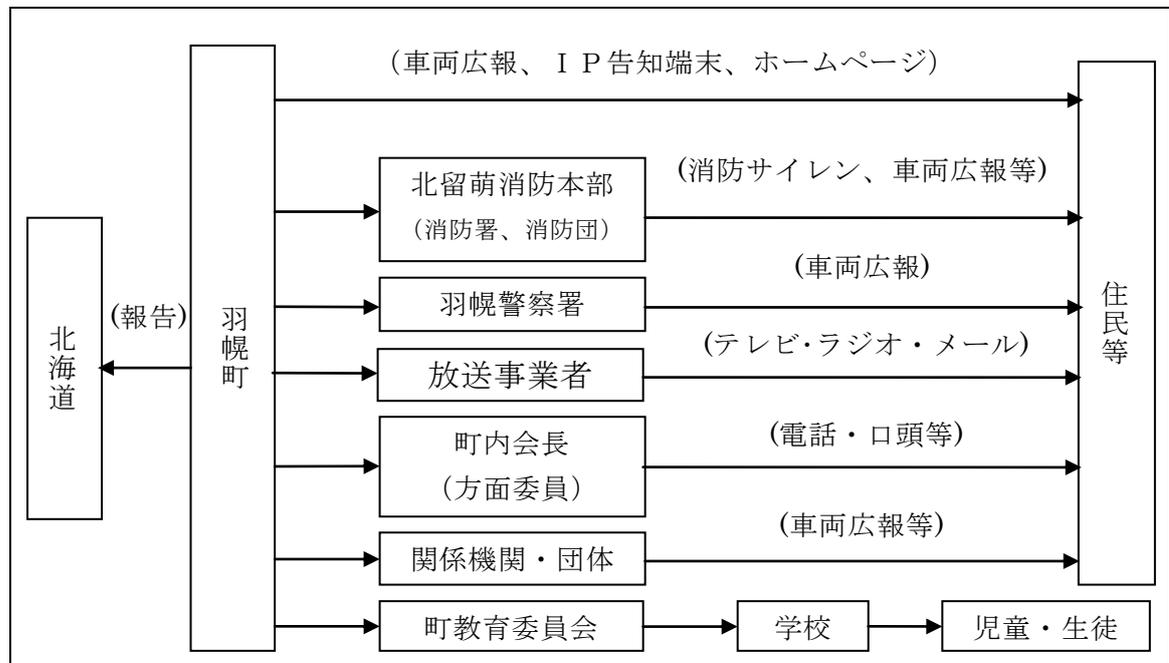
避難の勧告、指示の内容として、住民等に伝達する事項又は避難上の注意事項は、あらかじめ定めておき、伝達は次の内容を分かりやすく行うものとする。

- ① 避難場所等名
- ② 避難経路（わかりやすく）
- ③ 避難指示等の理由
- ④ 注意事項（避難後の戸締り、携帯品は限られたものだけとする）

なお、伝達方法は、町、消防機関等の広報車による巡回、町ホームページ、IP告知端末、消防サイレンなど多様な手段によるものとする。

また、放送事業者（NHKその他民間放送局）に対しては、勧告・指示を行った旨を通知し、テレビ・ラジオによる放送の協力を依頼する。

《伝達経路図》



《避難指示発令内容の伝達文（例）》

【大津波警報、津波警報が発表された場合】

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
 - こちらは、羽幌町です。
 - 大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、○時○分に△△地区に対し、津波災害に関する避難指示を発令しました。
 - 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

【津波注意報が発表された場合】

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
 - こちらは、羽幌町です。
 - 津波注意報が発表されたため、〇時〇分に△△地区に津波災害に関する避難指示を発令しました。
 - 海の中や海岸付近は危険です。直ちに海岸から離れて高い場所に避難してください。
- ※ 「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

(3) 伝達の確認

避難勧告・指示の発令及び解除を行った場合は、対象地域に確実に伝わっているか再確認する。

第5章 津波対策の教育・啓発

津波防災の啓発において最も大切なことは、住民等に対して「自らの命は自らが守る」という観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じたら急いで避難」という基本的な事項を周知徹底し、実行させることである。

また、津波対策は、平日と休日、昼間と夜間など時間や場所によって異なるため、その状況に応じ適切な行動を行うには、家族や地域間において常に話し合いを行い、情報を共有することが大切である。

このため、津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、啓発・教育を実施する。

(1) 津波に対する心得

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震があっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- イ 地震を感じなくても、津波情報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報・注意報解除まで気を緩めない。

津波に対する心得を住民等の心に止めておくために、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、各地域の実情（海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）に応じて、啓発・教育を実施する。

(2) 啓発の手段

テレビ・ラジオ、新聞などの公共マスメディアや広報誌、ホームページ等を活用する。

(3) 啓発の内容

津波に対する心得（避難路の確認、非常時における持ち物備など）、過去の津波被害記録、津波発生メカニズム、防災ハザードマップ、津波避難計画の内容など

(4) 啓発の場等

家庭、学校、地域社会（町内会、女性団体、青年団体等）や事業所等において津波防災啓発を行うためには、津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが大切であり、こうした人材の育成が重要である。このため、消防・防災行政や消防団の経験者、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災啓発の核となる人材を養成する。

第6章 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努める。

《これまでの防災訓練実施状況》

実施年度	地区名	訓練の概要	備考
H6	天売地区	広報伝達訓練	
H7	天売地区	避難訓練	
H7	焼尻地区	避難訓練、広報伝達訓練	
H9	天売地区	避難訓練	
H10	焼尻地区	避難訓練、広報伝達訓練、救急搬送訓練等	
H11	天売地区	避難訓練	
H17	市街地区	避難訓練、負傷者搬送訓練、火災防御訓練	
H17	天売地区	情報伝達訓練、避難訓練、救急搬送訓練等	
H17	焼尻地区	避難訓練、情報伝達訓練、救急搬送訓練等	
H18	市街地区	避難訓練、負傷者搬送訓練、炊出訓練等	
H19	市街地区	避難訓練、避難所開設訓練、炊出訓練等	
H19	天売地区	情報伝達訓練、避難訓練、救急搬送訓練等	
H20	市街地区	避難訓練、初期消火訓練、炊出訓練等	
H20	焼尻地区	避難訓練、伝達訓練	
H21	天売地区	避難所発電設備稼働訓練	
H22	市街地区	負傷者搬送訓練、救護訓練、ロープ取扱訓練等	
H22	焼尻地区	避難訓練、広報伝達訓練、救護班配置等	
H23	天売地区	避難訓練	
H24	市街地区	避難訓練、搬送訓練、ロープ取扱訓練等	
H24	焼尻地区	火災防御訓練	
H25	市街地区	安全行動訓練、避難訓練、広報伝達・避難誘導訓練、消火器取扱訓練等	
H25	天売地区	避難訓練、救出救助訓練	
H26	焼尻地区	避難訓練	
H27	市街地区	避難訓練（土砂）、広報伝達・避難所設置訓練、救出搬送訓練、救命訓練等	
H27	天売地区	避難訓練	

H28	市街地区	避難訓練、情報伝達・避難誘導訓練、炊き出し訓練等	
H29	市街地区	避難訓練（大雨）、広報伝達・避難所設置訓練、災害対応訓練等	
H30	市街地区	防災教育（小学生対象）、非常食喫食体験等	

第7章 積雪・寒冷地対策

1 冬期道路交通の確保

関係機関等と連携の上、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路について、積雪や凍結により物資供給等が滞ることがないように、除雪体制を優先的に確保する。

2 避難対策、避難生活環境の確保

避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、積雪期を想定した資機材の備蓄に努めるとともに、燃料については、留萌地方石油業協同組合や北海道エルピーガス災害対策協議会との防災協定に基づき優先的に確保する。

3 電力の確保

日頃から、北海道電力㈱との連携を密にし、電力の供給停止時における早急復旧体制を確保するとともに、避難所に必要となる発電機、懐中電灯等の必要物資の備蓄に努めるものとする。

4 緊急通信ネットワークの確保

日頃から、東日本電信電話㈱北海道事業部と連携を密にし、電話回線故障時における早期復旧体制を確保するとともに、住民等への情報伝達は、消防サイレン、広報車や口頭により行うものとする。

5 雪崩対策

「羽幌町地域防災計画 災害予防計画（第2編第1章）」に定める雪崩危険箇所を重点的に、道路を所管する各機関は、防雪柵や周知のための表示板等を設置し、雪崩の防止対策を講ずるものとする。

また、地震発生時には巡視警戒を行い、状況に応じ除雪の実施や通行規制など必要な対策を講じ、二次災害の発生を防止するとともに円滑な避難が行えるよう努める。

6 水門等の作動の確保

河川及び水門等の管理者と連携し、通年における作動環境の点検及び確保に努める。

7 救助・救出体制の強化

積雪時は、自力脱出困難者の救助・救出が困難となることが想定されることから、消防隊員の救助・救出技術の高度化や関係機関と連携した除雪体制の強化に努める。

第8章 その他の留意点

1 観光客、海水浴客、釣客等の避難対策

観光協会や旅館・ホテル等の施設管理者と協働して、観光客、釣客等への避難対策に努める。

(1) 情報伝達

利用客への情報伝達マニュアル（いつ、誰が、何を（文案作成）、どのように（館内放送等の伝達手段）伝達するか）を定めておく。

また、屋外にいる者に対しては、消防サイレン等により伝達するとともに、海水浴場及び港湾施設への情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）の配備や、海の家等へ情報収集機器（ラジオ等）の設置を促すなど、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法等を定めるものとする。

(2) 施設管理者等の避難対策

海岸や川沿いの観光施設、宿泊施設にあっては、原則として観光客等を避難場所へ避難させる必要がある。また、他の場所から施設内へ避難してくることも考えられることから、施設の管理者等は、津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を定めておく。

(3) 津波啓発の実施

避難所や避難場所を示した案内看板等の設置や観光施設、宿泊施設にハザードマップ等を配布するなど、地理不案内の観光客等に対しての啓発に努めるものとする。

2 避難行動要支援者等の要配慮者の避難対策

避難対象地域内における災害時要配慮者の現状把握に努めるとともに、地域と共同して避難行動の援助について定める。

なお、具体的な手法については、別に計画を定めるものとする。

3 船舶に係る避難対策

船舶の避難に係る基本的事項を次のとおり定めるものとする。

- (1) 避難できない小型船舶は、高い所に引き上げて固縛^{こばく}するなど最善の措置をとるものとする。
- (2) 津波が到達するまでに時間が無いと予想される場合、船舶は放置して避難するものとする（船舶の港外避難、小型船舶の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う。）。
- (3) プレジャーボート等、時期によって海域を航行又は係留する船舶が増加すること、また、河川においては、津波の遡上をも考慮した上で、津波発生時の情報伝達や船舶を完全に係留させた上で、避難行動を行うものとする。

※資料として、津波に対する船舶対応表【出典：国土交通省海事局（津波発生時の船舶避難態勢の改善に向けた検討会等について（平成26年3月））】を巻末に添付する。

4 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、自主防災組織の結成を推進する。

5 計画策定経緯等

本計画策定までの経過を次のとおり記録する。

開催地区名	開催日時及び場所	主な内容
第1回ワークショップ (川北及び港町地区)	・平成23年12月21日(水) 12時30分～ ・羽幌町中央公民館	・津波防災に関する講演 ・図上訓練(地図に主要施設や自らの避難路等を記載)
第2回ワークショップ (川北及び港町地区)	・平成24年1月19日(木) 13時30分～ ・羽幌町中央公民館	・発災時の行動、自宅から避難所までの避難方法などをグループで検討
第3回ワークショップ (川北及び港町地区)	・平成24年2月17日(金) 13時30分～ ・羽幌町中央公民館	・想定外の大津波警報が発令された場合の避難方法などをグループで検討
離島地区ワークショップ	天売 平成24年8月21日 焼尻 平成24年8月22日	・計画内容の説明後、意見交換

6 計画修正経緯等

本計画策定後における修正の経過を次のとおり記録する。

修正年月	主な修正内容
H28.3	・地域防災計画の修正に伴う各種基準の変更等 自主参集基準、配備体制、避難情報の発令等
H31.3	・津波浸水想定の見直しに伴う避難計画の修正

(表 2-5 津波に対する船舶対応表)

津波警報・注意種の種類	津波未検までの時間的余裕	船舶の対応			
		大型船、中型船（熱船を含む）		小型船（プレジャーボート、小型漁船等）	
		港内着岸船		航行船	港内着岸船
大津波警報	10m超 10m<予想高さ2)	一般船舶 (作業船を含む)	高揚船、浮標係留船 (作業船を含む)	航行船	航行船、錨泊船
	5m<予想高さ<10m) 3m<予想高さ<5m)	荷役・作業中止 係留錨泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留錨泊又は陸上避難	作業中止 港内避難	着岸後陸上避難 又は港内避難
津波警報	2m	荷役・作業中止 係留錨泊	荷役・作業中止 係留錨泊	港内避難	着岸後陸上避難 又は港内避難
	1m<予想高さ<2m)	荷役・作業中止 港外退避又は係留錨泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	着岸のうえ陸揚げ困難若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
津波注意報	1m	荷役・作業中止 係留錨泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留錨泊又は港外退避	作業中止 港外退避	着岸のうえ陸揚げ困難若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
備考		事業者側で予め対応マニュアルを作成	船地として使用されている海城のうち津波発生時に波運が速くなる可能性の高い海城を予め調査しておく	小型船でも十分津波に対応できる海城が港外に存在し、かつ避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可	

津波未検までの時間的余裕

- 有り : 大津波・津波警報が寄せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ困難等の安全な状態に置くまで）が有る場合
 - 無し : 大津波・津波警報が寄せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ困難等の安全な状態に置くまで）が無い場合
- 大型船 : タダボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
- 中型船 : 大型船及び小型船以外の船舶をいう。
- 小型船 : プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。
- 陸上避難 : 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の飛出防止、危険物の安全措置をとる。
- 港外退避 : 港外の水深が深く、十分に広い領域、沖合いに避難する（港外退避中に航行困難となった場合は港内避難）。
- 港内避難 : 港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する（小型船は波運の速い水域で津波、漂流物を避航）。
- 係留錨泊 : 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する。）。
- 陸揚げ困難 : プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

* 上記の表は標準的なものであり、それぞれの海城（港）の特性に応じた対応策を検討しておくことが望ましい。
また、船舶においては利用港で検討された対応策が反映された津波対応マニュアルを作成しておくことが望ましい。